

# 職種別民間給与実態調査の結果

## 職種別民間給与実態調査(令和5年)の概要

- 1 調査の内容等
  - (1) 調査の内容
 

ア 民間企業における給与改定の状況等	イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
ウ 本年4月分の初任給の状況	エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
  - (2) 調査期間  
4月24日(月)～6月16日(金)
- 2 調査機関  
神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等
- 3 調査範囲等
  - (1) 調査範囲
 

ア 調査対象事業所(母集団事業所) 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,288事業所	イ 調査対象職種 76職種(うち初任給関係18職種)
---	----------------------------
  - (2) 調査対象の抽出
 

ア 標本事業所の抽出 (1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって50グループ(うち横浜市16、川崎市11、相模原市8、その他県内地域15)にグループ化し、その中から無作為に抽出した688事業所(うち横浜市291事業所、川崎市110事業所、相模原市80事業所、その他県内地域207事業所)の調査を行いました。 調査が完了した事業所は、第8表のとおりです。	イ 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。
---	---
  - (3) 調査実人員  
35,533人(うち初任給関係職種2,153人)です。
  - (4) 集計  
総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元しました。

**第8表 産業別、企業規模別調査事業所数**

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 542	事業所 133	事業所 72	事業所 74	事業所 202	事業所 61
農 業 , 林 業 、 建 設 業	24	7	5	2	8	2
製 造 業	200	35	18	31	91	25
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	128	27	23	15	43	20
卸 売 業 , 小 売 業	45	14	11	6	12	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	21	10	4	3	3	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	124	40	11	17	45	11

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が11所、調査不能の事業所が135所ありました。
- 注 2 調査対象事業所688所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所11所を除いた677所に占める調査完了事業所542所の割合(調査完了率)は、80.1%です。
- 注 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）です。

## 第9表

## 給 与 改 定 の 状 況

### その1 ベース改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	53.1 %	2.6 %	0.4 %	43.9 %
課 長 級	37.9	7.8	0.2	54.1

注 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

### その2 定期昇給の実施状況

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	88.6 %	86.7 %	39.1 %	2.2 %	45.4 %	1.9 %	11.4 %
課 長 級	77.2	74.2	31.1	1.6	41.6	3.0	22.8

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第10表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種  
1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	69	53.8	750,550	152	750,398	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	18	54.1	790,144	358	789,786	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,220	52.9	726,662	1,542	725,120	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,024	53.0	745,459	3,641	741,818	同上
事務部次長	387	51.1	631,575	3,334	628,241	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	263	52.4	633,313	2,592	630,721	同上
事務課長	2,524	50.0	622,986	9,455	613,531	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技術課長	2,609	50.1	619,379	8,253	611,126	同上
事務課長代理	874	47.5	571,587	52,164	519,423	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	881	46.3	543,273	40,080	503,193	同上
事務係長	1,826	46.6	519,550	59,721	459,829	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,748	46.5	520,267	86,544	433,723	同上
事務主任	1,780	42.8	456,910	63,413	393,497	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	1,907	44.3	461,102	77,575	383,527	同上
事務係員	6,390	37.4	354,545	42,866	311,679	
技術係員	7,167	36.0	380,502	61,216	319,286	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があります、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第10表の各表において同じです)。  
 2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです)。  
 3 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです)。  
 4 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです)。

## 2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	58	54.4	799,820	183	799,637	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	15	54.7	834,341	419	833,922	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	876	53.1	757,219	608	756,611	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	759	53.1	771,761	1,803	769,958	同 上
事 務 部 次 長	288	51.5	656,476	2,818	653,658	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
技 術 部 次 長	186	53.4	654,876	513	654,363	同 上
事 務 課 長	1,875	50.2	648,424	8,996	639,428	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	1,959	50.3	637,681	8,150	629,531	同 上
事 務 課 長 代 理	713	47.8	581,856	51,633	530,223	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
技 術 課 長 代 理	725	46.3	546,093	38,129	507,964	同 上
事 務 係 長	1,389	46.8	537,532	61,183	476,349	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	1,277	46.6	527,972	90,036	437,936	同 上
事 務 主 任	1,323	43.0	476,250	67,886	408,364	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	1,341	44.8	474,968	81,169	393,799	同 上
事 務 係 員	4,244	37.0	362,116	44,918	317,198	
技 術 係 員	4,785	36.0	388,361	64,944	323,417	

### 3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	9	50.9	508,809	0	508,809	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	3	51.0	532,252	0	532,252	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	299	52.5	670,438	2,105	668,333	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	227	53.1	691,440	2,964	688,476	同 上
事 務 部 次 長	89	49.9	571,967	4,323	567,644	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
技 術 部 次 長	68	50.1	592,492	8,290	584,202	同 上
事 務 課 長	573	49.3	545,340	11,098	534,242	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	554	49.3	552,441	6,773	545,668	同 上
事 務 課 長 代 理	139	45.3	522,313	61,999	460,314	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
技 術 課 長 代 理	125	47.1	523,446	70,561	452,885	同 上
事 務 係 長	375	45.2	435,234	53,959	381,275	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	427	45.8	492,254	71,474	420,780	同 上
事 務 主 任	418	41.8	376,573	46,325	330,248	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	524	42.6	415,191	64,454	350,737	同 上
事 務 係 員	1,875	37.7	336,440	38,999	297,441	
技 術 係 員	1,914	35.7	356,431	49,543	306,888	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	2	50.2	519,140	0	519,140	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	45	52.9	590,016	13,238	576,778	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	38	50.0	581,308	42,764	538,544	同 上
事 務 部 次 長	10	49.8	521,198	7,107	514,091	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	9	50.8	533,331	149	533,182	同 上
事 務 課 長	76	50.1	489,958	10,143	479,815	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	96	48.5	483,705	19,918	463,787	同 上
事 務 課 長 代 理	22	49.3	438,356	15,107	423,249	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	31	46.3	446,416	40,840	405,576	同 上
事 務 係 長	62	48.1	442,788	47,279	395,509	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	44	46.6	415,863	62,371	353,492	同 上
事 務 主 任	39	45.8	398,476	36,117	362,359	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	42	41.0	376,003	70,292	305,711	同 上
事 務 係 員	271	41.8	321,227	25,756	295,471	
技 術 係 員	468	37.7	331,584	39,250	292,334	

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	-	-	-	-		
	一等航海士・機関士	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-		
	運航士	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	18	58.9	880,005	0	880,005	
	大学教授	186	56.4	806,356	2,990	803,366	
	大学准教授	148	48.6	686,055	7,084	678,971	
	大学講師	107	46.9	605,816	19,780	586,036	
	大学助教	164	39.1	551,992	49,296	502,696	
職 種	高等学校校長	x	x	x	x	x	
	高等学校教頭	5	54.2	683,101	0	683,101	
	高等学校教諭	93	45.7	565,543	24,039	541,504	
研 究 関 係 職 種	研究所長	2	53.3	942,126	388	941,738	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	61	49.6	711,538	40,050	671,488	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	43	47.5	609,045	4,837	604,208	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	148	43.6	554,398	58,617	495,781	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	188	38.9	441,599	61,035	380,564	
	研究補助員	10	35.0	295,680	11,387	284,293	
医 療 関 係 職 種	病院長	4	58.9	2,228,436	14,385	2,214,051	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	6	58.1	1,548,601	148,893	1,399,708	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	42	49.5	1,358,628	424,562	934,066	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	57	39.3	1,096,205	209,828	886,377	
	歯科医師	2	38.5	678,277	72,252	606,025	

注「x」は、調査実人員が1人の場合です。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	7	45.6	508,974	30,690	478,284	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	127	33.4	416,236	58,622	357,614	
	診療放射線技師	135	34.6	416,543	48,170	368,373	
	臨床検査技師	122	37.2	424,262	33,075	391,187	
	栄 養 士	61	34.8	389,114	32,034	357,080	
	理学療法士	138	27.9	323,957	21,886	302,071	
	作業療法士	84	31.2	311,536	16,128	295,408	
職 種	総 看 護 師 長	30	51.7	587,221	9,518	577,703	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	129	45.9	511,557	34,738	476,819	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	477	35.6	428,452	55,379	373,073	
	准 看 護 師	73	46.9	342,544	19,585	322,959	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	3	42.3	224,163	19,383	204,780	
	自 家 用 乗 用 車 運 転 手	9	55.5	261,948	33,530	228,418	
	守 衛	13	49.3	382,990	64,627	318,363	
	用 務 員	-	-	-	-	-	



第11表

## 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満		
		調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	596	220,367	464	221,681	123	215,887	9	217,865
		短大卒	67	198,175	51	202,624	14	186,617	2	195,000
		高校卒	123	181,200	90	180,210	24	180,350	9	192,206
	新卒技術者	大学卒	499	215,331	322	213,942	151	217,932	26	216,361
		短大卒	132	189,991	54	191,567	67	187,825	11	195,832
		高校卒	181	182,998	121	182,153	40	179,273	20	193,975
	新卒事務員・ 技術者計	大学卒	1,095	218,006	786	218,428	274	217,045	35	216,830
		短大卒	199	192,178	105	195,778	81	187,634	13	195,710
		高校卒	304	182,403	211	181,483	64	179,605	29	193,509
そ の 他	新卒研究員	大学卒	3	208,548	x	x	2	206,992	-	-
	準新卒看護師	養成所卒	67	239,944	62	241,526	5	204,800	-	-

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいいます。
- 3 短大卒には高専卒も含まれます。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合です。
- 5 令和5年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12.09%を含む。）は、大学卒214,876円、短大卒193,467円、高校卒178,111円となっています。

第12表

## 初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 ぎ	減 額	
大 学 卒	規 模 計		%	%	%	%	%
			50.2	(53.4)	(46.6)	-	49.8
		500人以上	61.9	(63.5)	(36.5)	-	38.1
		100人以上500人未満	51.3	(53.8)	(46.2)	-	48.7
高 校 卒	規 模 計		39.1	(40.3)	(59.7)	-	60.9
			17.2	(59.0)	(39.8)	(1.2)	82.8
		500人以上	33.7	(73.7)	(26.3)	-	66.3
		100人以上500人未満	11.4	(69.4)	(27.2)	(3.4)	88.6
		16.6	(22.2)	(77.8)	-	83.4	

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第13表

## 家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		75.1%
配偶者に家族手当を支給する		56.9%
家族手当制度がない		24.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,055円
	配偶者と子1人	20,137円
	配偶者と子2人	26,781円

注 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合です。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は75.8%です。

3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

第14表

## 在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
51.9 %	(41.7) %	(58.3) %	48.1 %

注 ( )内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合です。

第15表

## 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規 模 計	% 53.7	% 46.3	% 49.0	% 51.0	% 48.4	% 51.6
	500人以上	51.1	48.9	44.7	55.3	42.8	57.2
	100人以上500人未満	55.1	44.9	52.6	47.4	52.3	47.7
	50人以上100人未満	61.7	38.3	58.3	41.7	63.0	37.0

第16表

## 定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
% 99.1	% 81.5	% 17.6	% 0.9

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

## (参 考)

## 職員と民間従業員の職務対応

職員 の 職務 の 級	民間 従業員 の 職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理 事 等 (10級) 局 長 等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本 庁 の 部 長 等 (8級) 本 庁 の 課 長 等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
グ ル ー プ リ ー ダ ー 等 (6級) 副 主 幹 、 副 技 幹 等 (5級)	課長代理	課長	課長
主 査 等 (4級)	係長	課長代理	課長代理
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	係長
高度の知識経験を必要 とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	主任
主 事 、 技 師 等 (1級)	係員	上級係員、係員	上級係員、係員